

況が一挙に打開できるとする一種の樂觀論である。そして、これら両極の間に、たとえば現場教師の間にはためらいと警戒の気持ちがあったり、当の子どもたちの中にも「条約に規定する権利が認められれば、生徒はみんなど不良になって、学校はめっちゃくちゃになる」といった感想がある。

「拒否反応」については、その頑迷固陋な「子ども観」、「教育」観を適切に批判していく必要がある。「礼賛論」については、条約が批准されても、その後

「表紙のことは」

## 運動会

那須 高明

子どもにとって運動会ほど鮮烈な印象を心に刻みつけるイベントはない。前夜からの勇み立つ興奮と不安、当日の浮き立つような熱狂、その夜の挫折と悔しさと劣等感と、そしてほとんど稀な勝利の陶醉。これらの全てが四十数年後の今の私の生きざまに繋がっている。小学生の運動会は、彼らの人生のドラマのプロローグを見せられているようで、胸に熱いものがつきあがってくる。

における条約の完全実施を求める国民的監視の運動と、それを受けた政府による適切な施策の実施がなければ、あたかもこれまで憲法の人権規定が踏みこじられてきたのと同様の結果に至るであろうことを指摘すべきだろう。

条約一二条の「意見表明権」をはじめとする「市民的自由」を「子ども自身が行使すること」に対しては、かなり一般的に躊躇、危惧の念がある。これについては、たとえば一二条が「自己の見解をまとめる力のある上級生にとって、この日ほど下級生をいとおしく思うことはないし、下級生にとって上級生のたくましい脚、ゆれ動くような豊かな太腿がまぶしく見えることもない。敗者にとってライバルが誰なのかこれほど鮮明に思い知らされるのもこの日だ。

私自身の記憶の奥に、二人三脚で私がドジなばかりにみじめなレースになってしまったなさげなさが沈殿している。運動神経がない、リズム感がない、背が低い、いくら頑張っても友達に迷惑をかける。私と同じようにこんな思いをするにちがいない子どもが今も運動会で頑張っているんだらうなあ、などと考えながら表紙の絵を描いた。

(なすこうめい 長岡大手高校)